

2 地域での新たな支え合い（共助）の仕組みを構築します。

（現状と課題）

- 地域には多様な生活課題があります。①電球の取り替え・ゴミ出し・通知の代読などといった公的な制度外のニーズ、②制度の谷間にある者への対応、③要介護の親と障がいのある者がいる世帯への対応など、複合的なニーズ、④虐待・孤立死・徘徊死・悪質商法被害・引きこもり・ゴミ屋敷など、地域で生活している人にしか見えないニーズ、⑤防災・防犯、などが考えられます。
- かつて、これらの多様な生活課題に対しては、地縁・血縁による助け合いや企業の福利によって対応してきました。
- しかし、今や、都市部では、オートロックのマンションに民生委員が入れない状況もあるように、地域社会による支え合いは弱体化しています。また、この弱体化は何も都市部に限らず、過疎の進んだ地域では、若者の人口流出により地域社会の構成員が減少し、限界集落（人口の50%が65歳以上の高齢者になり、冠婚葬祭など社会的共同生活の維持が困難になった集落）のようなどころでは、地域社会の維持さえ難しい状況になっています。
- 家族内での助け合いと企業の支えについても、核家族化や単独世帯の増加、家族の絆の弱体化、終身雇用慣行の変化、非正規雇用の増加などで、これまでのような支えは期待できなくなっています。
- では、これらの地域での多様な生活課題に対して、すべて公的サービスで対応できるかといえば、それは不可能です。
- 基本的なニーズは公的サービス（フォーマルサービス）で対応すべきであるものの、あらゆるニーズを全て、税・保険料を財源とする公的サービスでカバーすることには限界があります。
- 税・保険料が高負担になるおそれがあるほか、多種多様なニーズがあり、そもそも公的サービスで賄うのが適当ではないものもあります。制度でカバーされない部分を解決する仕組みを地域に持ち、文字通り、「地域ぐるみ」の取組が必要となります。この意味で、地域ケアを考える上では、公的サービス以外のサービス（＝インフォーマルサービス）も必要と言えます（図3-2-36）。
- また、インフォーマルサービスを支えるのは、住民相互、ボランティア、NPO、自治会・町内会、PTA・子ども会、老人クラブ等による活動です。

- 住民共通の利益のために、住民だけでなく多様な民間主体が担い手となり、これらと行政とが協働しながら、従来行政が担ってきた活動に加え、きめ細かな活動により地域の生活課題を解決する、という意味で、地域ごとに、“絆”をベースとした“新しい公”を創出するものと言えます。
- 地域での新たな支え合い（共助）が広がっていくことは重要なことですが、市町の役割はいささかも減るものではありません。市町は、公的サービスを適切に運営し、必要なサービスを住民に提供するとともに、「支え合い」(共助)を各地域で芽生えさせ、育てていくための、第一歩となる“仕掛け”を用意することが求められます。

地域ケアには公的サービス以外も必要

- 基本的なニーズは公的サービス(フォーマルサービス)で対応すべきであるものの、あらゆるニーズを全て、税・保険料を財源とする公的サービスでカバーすることには限界。
- 税・保険料が高負担になるおそれがあるほか、多種多様なニーズがあり、そもそも公的サービスで賅うのが適当ではないものもある。
- 制度でカバーされない部分を解決する仕組みを地域に持ち、文字通り、「地域ぐるみ」の取組が必要。

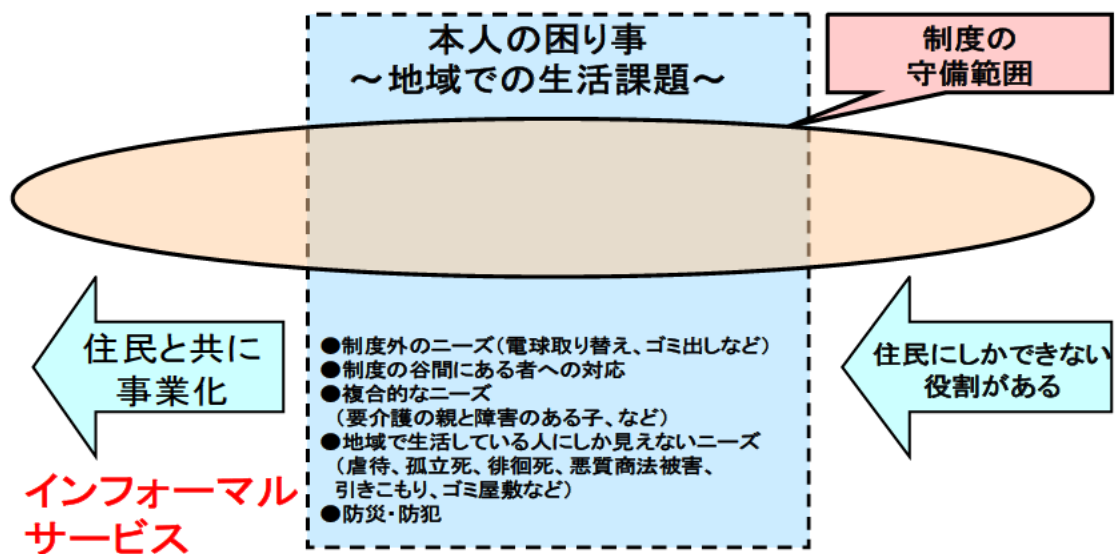


図 3-2-36 インフォーマルサービスの必要性

(県が講ずる具体的施策)

(各地域での成功事例の蓄積と共有化)《新規》

- 地域での支え合いが、有効に機能するためには、①「声なき声」であることが多い「困り事」を早期に拾える仕組みがあること、②住民主体の自発的対応を行う組織体が形成されていること、③公的サービスへ繋ぐ必要がある場合に適切に繋げるネットワークがあること、④全体を束ねるコーディネーターが存在すること等が必要です(図 3-2-37)。
- 特に、市町村合併により行政区が広域化していますが、地域での支え合いを機能させるためには、「顔の見える関係」を作ることができる適切な圏域を単位とすることと、ワンストップで対応する総合相談が何よりも重要です。
- 志摩市では、市を4層に構造化して、1・2層では専門職での対応、3・4層では住民が主体となった対応を行っています。また、地域包括支援センター機能を包含する形で「ふくし総合支援センター」を設置し、高齢者・障がい者・児童・生活困窮・健康相談等、あらゆる相談をワンストップで対応しています。365日24時間の対応と多職種によるチームアプローチ、インフォーマルサービスを含めたトータルケアマネジメントを実施しています。現在、既に、虐待事例の早期発見、生活困窮家庭の早期把握等に成果が出始めています((図 3-2-38、図 3-2-39。このほか、伊賀市でも同様の取組がなされています。P117のコラム21参照)。
- このように、県内の各地域で注目すべき取組が行われています。県としては、各地域での始まろうとしている取組・始まっている取組を支援するとともに、県内に広く定着させるため、成功事例の蓄積と共有化を進めます。

地域での新たな支え合い(共助)の全体像

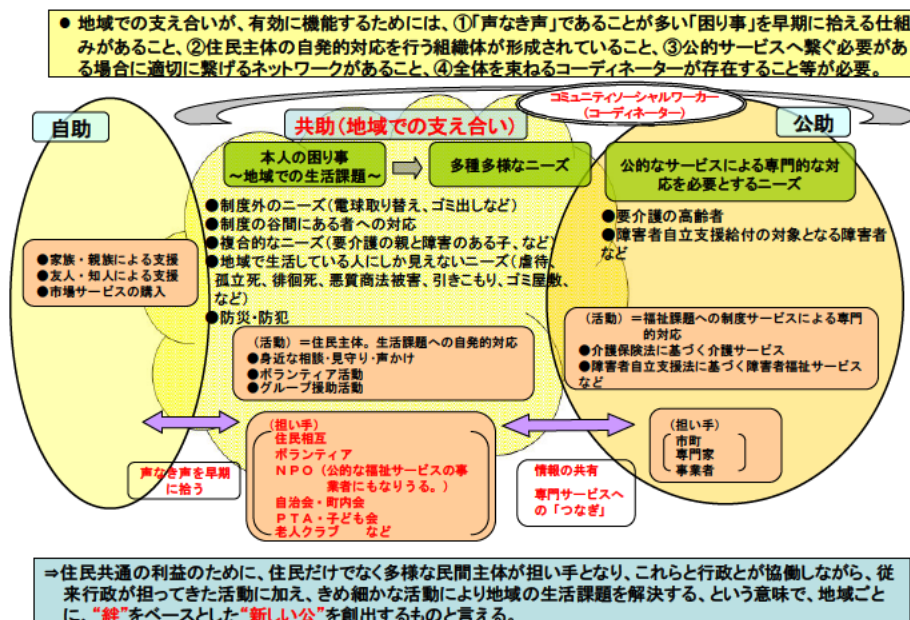


図 3-2-37 地域での新たな支え合い(共助)の全体像

【1層】

市 全 域

【2層】

浜島町	大王町	志摩町	阿児町	磯部町
-----	-----	-----	-----	-----

【3層】

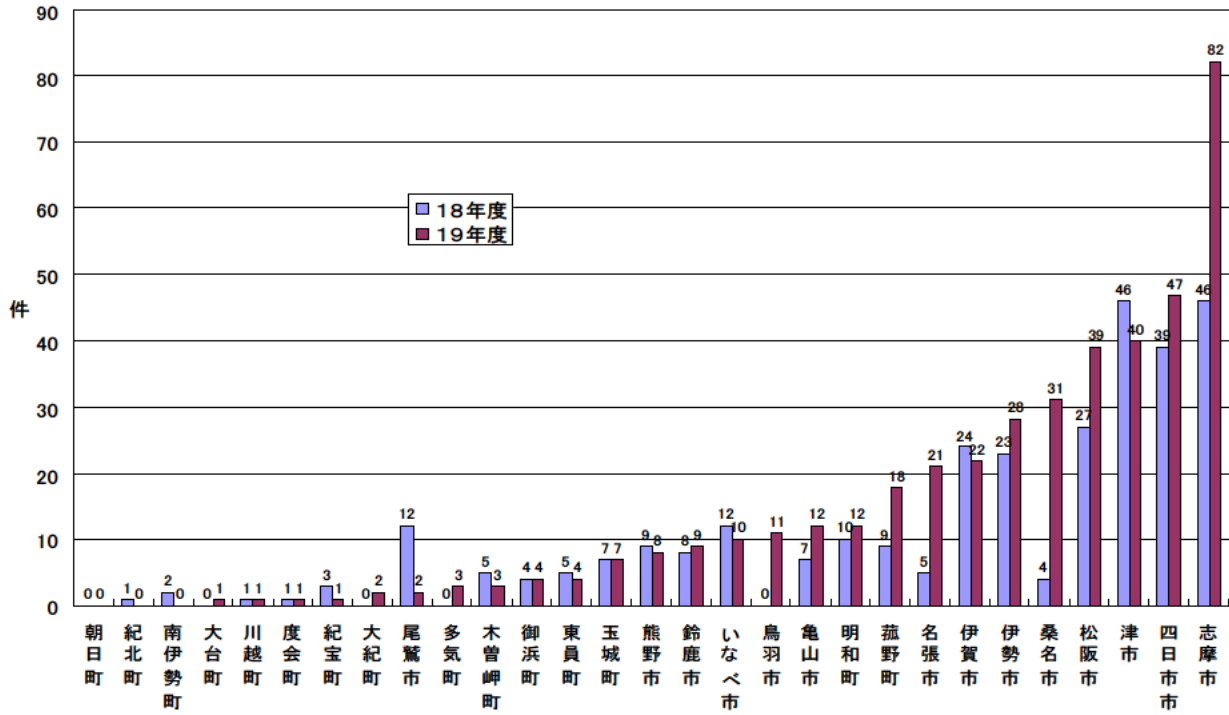
浜 島 南 張 桧山路 塩 屋 迫 子 (5 地区)	波 切 船 越 名 田 畔 名 (4 地区)	片 田 布施田 和 具 間 崎 越 賀 御 座 (6 地区)	鷓 方 神 明 立 神 志 島 甲 賀 国 府 安 乘 (7 地区)	磯部小学校区 (五知、沓掛、山田、 上之郷、上之郷住宅、 下之郷、飯浜、惠利 原、 惠ヶ丘、川辺、迫間 一、 梶坊、雇用促進、 迫間二、築地、 銀河の里、穴川、坂 崎) 的矢小学校区 (的矢、三ヶ所) 成基小学校区 (山原、夏草、栗木広、 堀切、桧山) 渡鹿野 (4 地区)
---	--	--	---	--

【4層】

(浜島) 浜島 1 ~ 33 (南張) 南張 (桧山路) 桧山路 (塩屋) 塩屋 (迫子) 迫子 1 ~ 14 大崎	(波切) 波切 1 ~ 20 (船越) 船越 1 ~ 10 (名田) 名田 1 ~ 7 (畔名) 畔名 1 ~ 4	(片田) 稲荷、本所、中世古、 大野、大浦、南、浦 方、 松山、宮の後、三本 松、 樽山、紀の宮、岡方、 菅、新開、久保、古 田、 浜方、一本松、田南、 田畑、乙部、春日、 女鹿、妻崎、下世古、 東遠平、西遠平、对 上、 汐本、大蔵 (布施田) 浜、中、北、畑、 不和境 (和具) 石ヶ、於石、西札、 城山、里東、大山、 岡、笹山、山寺、矢 浦、 大田、奥山 (間崎) 間崎 (越賀) 越賀 1 ~ 19 (御座)	(鷓方) 鷓方 1 ~ 12 (神明) 東、前方、賢島、西、 中、南、宮西、 うらじろ (立神) 立神 1 ~ 9 (志島) 西之浜、前之浜、 布苔、広岡、小山 (甲賀) 奥、橋本、緑ヶ丘、 鴨多良、霜道、大石、 浜田 (国府) 国府 1 ~ 11 (安乘) 山南、里、穴良瀬、 阿瀬、山北、泊	五 知 沓 掛 山 田 上之郷 上之郷住宅 下之郷 飯 浜 惠利原 惠ヶ丘 川 辺 迫間第一 梶 坊 雇用促進 迫間区 築 地 銀河の里 山 原 夏 草 栗木広 堀 切 桧 山 穴 川 坂 崎 三ヶ所 渡鹿野 的 矢
--	--	---	--	---

図 3-2-38 志摩市における圏域の設定方法

各市町の高齢者虐待にかかる相談・通報受理件数 (平成19年度集計分・県計419件)



各市町の高齢者虐待の認定件数 (平成19年度集計分・県計269件)

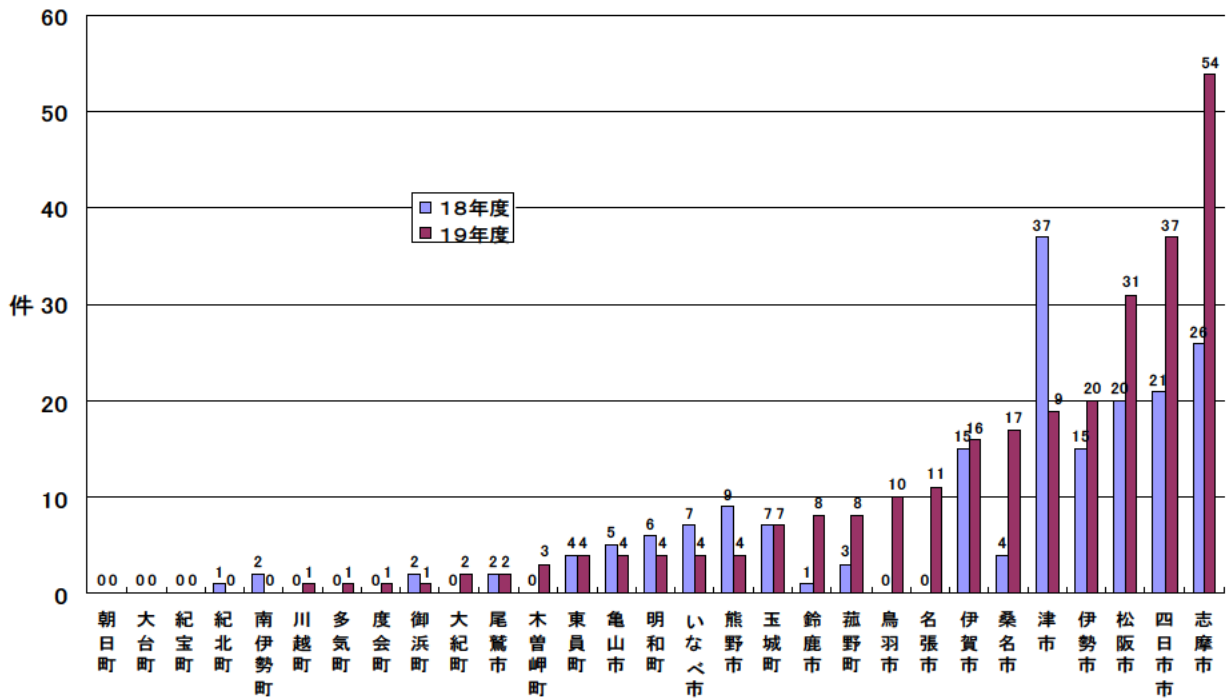


図 3-2-39 平成19年度 高齢者虐待防止法に基づく対応状況等に関する調査結果

【コラム 21】

伊賀市社会福祉協議会の取組～平井俊圭・伊賀市社会福祉協議会事務局長 の講演から～

- 在宅生活継続のポイントは、「出来るだけ早く見つけること」と、「うまく繋ぐこと」の2点です。本人は「私は困っています」とは滅多に言いません。
- 伊賀市社会福祉協議会は、困っている人を早く見つけて解決していくという「地域ケアシステム」の強化・発展を目指しています。伊賀市社会福祉協議会が提供するサービスは100種類以上あり、制度を先取りするようなサービスや、伊賀発のオリジナルサービスも少なくありません（図3-2-40）。また、困っている人を見つけては解決するというのが、職員の動機付けにもなっています。困っている人がいないかと一生懸命探すのが、我々の仕事です。発見すれば解決せざるを得ませんから、一生懸命、解決策を探すわけです。
- 制度で解決できたら制度を使います。制度が無ければ作り出したらいいいのです。また、地域住民から寄せられたら断らずに受け止めます。**断らないというのは大事なキーワード**です。一旦断ってしまいますと、あそこに言ってもしょうがないと思われまますから、断りません。その結果、地域住民の方々に信頼を得る事になるわけです。
- こうやって一人一人の相談を受けたら、**個別の課題を地域課題へ普遍化**していきます。「**二匹目のドジョウの法則**」と言ってまして、一匹ドジョウ見つかったら近くに二匹目のドジョウがいるぞと思わないといけない。一人のニーズがあるということは、二人三人と複数のニーズがきっとあるのです。
- このように考えて、**必要に応じて社会資源を作り出して**いきます。その際、**社会資源は常に住民参加を念頭に**考えていきます。我々だけでやるのではなく、住民の方に参加をしてもらって解決をしていきます。その結果、課題を一人の問題ではなく、地域の課題にしていくことができます。更には参加した住民の方には自己実現に繋がります。
- 「高負担高福祉」か「低負担低福祉」のどちらがいいか住民と話しあいました。低福祉は嫌だが高負担も嫌となりましたので、高福祉を実現するために、皆で参加しようとなったわけです。多くの人達に福祉に参加をさせていただいて、高いレベルの福祉の水準を維持し続けよう、これが「**高参加高福祉**」です。

- 伊賀市では、**地域を5層に階層化**した上で（①市域、②旧市町村域、③住民自治協議会単位、④自治会や地区社協単位、⑤自治会の組・班）、第3層の住民自治協議会単位が最も住民が活動しやすい範囲であり、「**福祉区**」としました。
- 住民自治協議会は、自治基本条例に定められた組織で、地域に住むあらゆる人が自由に参加でき、身近に地域が抱える課題を話し合い、解決できる場として、地域住民により自発的に設置されています。**地域福祉、安全・安心、人権まちづくり、多文化共生、資金確保など多様な取組**が行われています(図 3-2-41)。
- また、**悪質商法被害**は深刻です。高齢者や障がい者が狙われています。このため、月2回の講演会を開くなどして、巻き込まれないように住民に喚起しています。
- さらに、「**いが悪徳バスターズ養成講座**」というものを開きました。悪徳商法がどんな具体例があるのか、法律的にどう対応したらいいのかを合計7回の連続講座、警察の人にも話をしてもらいました。今100人位の悪徳バスターズが市内をうろついています。忍者の町ですから、悪徳商法がないかと探してくれています。また、**契約時の同席人、クーリングオフの支援役、悪徳商法事例の伝達役、マルチ商法の不買運動、催眠商法の撃退**をしています(図 3-2-42)。
- 催眠商法とは、高齢者等を狭い会場に詰め込んで、最初高いものを安く売りながら、「これ欲しい人」と言ったらサクラが「はい」「はい」「はい」と皆で手を上げるわけです。このようにして、どんどん話が盛り上がって行きますと、最後に本当に売りたい健康食品・健康器具・布団・宝石等が出てきます。
- 催眠商法の店を見つけたら、悪徳バスターズのメンバーに連絡をして、皆でその催眠商法の店に入ります。最初のうちは高い商品を安く売りますので、その時にメンバーで買い込み、業者が本当に売りたい高いものが出て来たら誰も買わないように仕向けるのです。これによって実際3ヶ月いる予定の店が1週間経たないうちに消えました。

～有識者ヒアリング（第4期計画策定勉強会）における平井事務局長の講演から～

「地域ケアシステム」に基づく伊賀市社協事業の拡がり

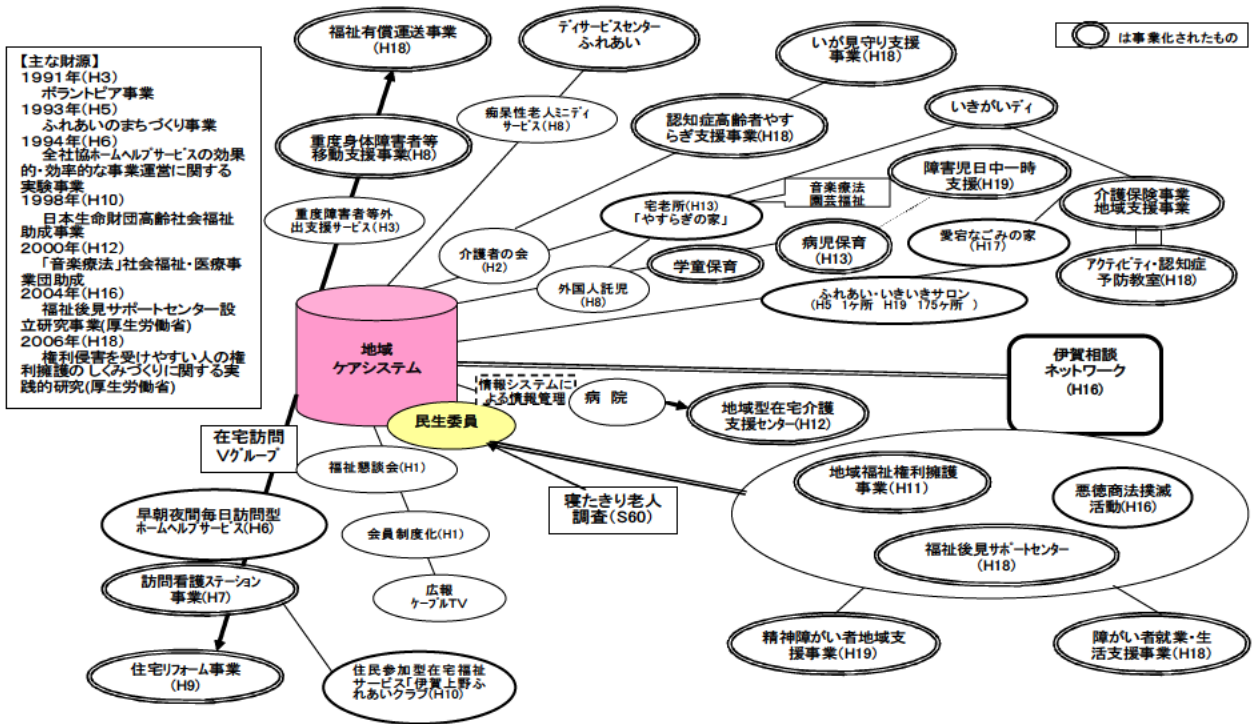


図 3-2-40 伊賀市社会福祉協議会が進める地域ケアシステム

島ヶ原地域まちづくり協議会による「福祉協力員制度による小地域たすけあいネットワーク」の事例

～福祉協力員が高齢者世帯の下水道掃除を手伝う事例～

高齢者の見回り
 (2) 高齢者が日常生活を営む上で、必要最小限の買い物
 (3) 高齢者の自宅で発生するゴミ捨て(自宅から集積場までの運搬)
 (4) その他、高齢者が日常生活の中で、必要とする事柄に対する可能な範囲での協力

新制度に向けて継続性を維持するため、協力員の日常生活に協力員招(体力・精神面)とならない活動内容であること、社会通念上許される活動内容であれば、何か事があっても一切責任論に巻き込まないことが要件条件である。

また、高齢者が欲しているも本人から依頼し難いと思われるので、できるだけ協力員から声援をして「たすけあい」の気持ちをおたすけあげることが大切である。

4 小地域たすけあいネットワークづくりを進めるにあたって
 最初の組織づくりを、どのように進めるかについて様々な意見を申し合った。

(1) 健康福祉部員がその任に当たってほしい。当地区に平均して会費がいる訳ではない。余地区で持っただけの会員数もない。また、日

住民自治協議会データ

自治協名	島ヶ原地域まちづくり協議会
事務所住所	伊賀市島ヶ原4739 島ヶ原会館内
TEL	(0595) 59-2584
FAX	(0595) 59-2291
設立年月日	平成17年3月12日
人口	2,684人(044戸)※平成19年9月現在
高齢化率	35.1%
会費	なし
HP 7/11	http://ict.essmyweb.jp/member/shimakyo/shimakyo@ict.ne.jp
E-mail	

常生活において他地区の住民との接点も少ない。

(2) 地域住民に公募して参加を呼びかける。過去の色々な公募状況から判断して、全地域をカバーできず、平均的な応募者の参加が見込めない。

(3) 既存する行政の組織(区長・区民)にお願いする。部会が負担している理想的な姿は高くないが、とりあえず発足に際して協力をお願いするしか他に方策が無いのではないかとこの結論になった。しかし、将来的には地域の裾野を広げたい。ボランティア活動として盛り上げたい。協力員を増やしたい。余地区での裾野に乏しい。

5 地区の組織及び名称をどのようにするのか
 組織については、地区を代表して区長・代理区長とし、各組にあつては基本として2名体制で1名は組長の1名はその組長の推薦される方とした。また、活動に賛同していただける協力員の呼称を「福祉協力員」と呼ぶことにした。

なお、健康福祉部員以外に、島ヶ原地区民生委員・児童委員協議会及び伊賀市社会福祉協議会も賛成し、この活動の主旨に賛同をもらい、協賛体制を取った。

6 地区への依頼と説明
 平成17年4月、区長会の席上で依頼を説明し、各地区での取



図 3-2-41 伊賀市「住民自治活動取組事例集」

(参考：伊賀市ホームページ <http://www.city.iga.lg.jp/ctg/16012/16012.html>)

いかに悪徳バスターズ養成講座内容

- 平成19年9月28日(金) 13:30-15:30
 - ＜講師＞ 消費生活アドバイザー(伊賀市内の農林) 谷本 浩二
 - ＜講師＞ 消費生活アドバイザー(伊賀市内の農林) 谷本 浩二
 - 【講師】 社会福祉法人 伊賀市社会福祉協議会 谷本 浩二
- 10月12日(金) 13:30-15:30
 - ＜講師＞ 消費生活アドバイザー(伊賀市内の農林) 谷本 浩二
 - 【講師】 社会福祉法人 伊賀市社会福祉協議会 谷本 浩二
- 10月25日(木) 13:30-15:30
 - ＜講師＞ 消費生活アドバイザー(伊賀市内の農林) 谷本 浩二
 - 【講師】 社会福祉法人 伊賀市社会福祉協議会 谷本 浩二
- 11月9日(金) 13:30-15:30
 - ＜講師＞ 消費生活アドバイザー(伊賀市内の農林) 谷本 浩二
 - 【講師】 社会福祉法人 伊賀市社会福祉協議会 谷本 浩二
- 11月22日(木) 13:30-15:30
 - ＜講師＞ 消費生活アドバイザー(伊賀市内の農林) 谷本 浩二
 - 【講師】 社会福祉法人 伊賀市社会福祉協議会 谷本 浩二
- 12月7日(金) 13:30-15:30
 - ＜講師＞ 消費生活アドバイザー(伊賀市内の農林) 谷本 浩二
 - 【講師】 社会福祉法人 伊賀市社会福祉協議会 谷本 浩二

平成19年 9月28日(金)～12月7日(金)
 青山福祉センター 研修室
 (伊賀市南1988-1 052-2999)

講師 伊賀市内各団体、在野の方、消費生活アドバイザー(伊賀市内の農林) 谷本 浩二

受講料 500円(多人数申し込みの場合は、別途相談)

伊賀市社会福祉協議会 谷本 浩二

TEL 0111111 FAX 26-0000

E-mail k-akutoku@hamao.or.jp

悪徳商法撃退ブログ

このブログは、悪徳商法から伊賀市民を守るために作成されたブログです(Since 2005.10.26)。各記事には必ず「イガ」や「ラック」の文字が必ず入っています。悪徳商法の被害は防ぎたいです。

最新記事の下に広告が表示されますが、皆方の意図でクリックしてはなりませんのでご注意ください。

00165501

現在 3人が閲覧しています

更新をメールでお知らせ

このブログの更新情報をメールでお知らせすることができます(無料)。メールアドレスを入力して送信してください。送信後、確認用メールが届きますのでリンクをクリックして登録を完了してください。お名前やメールアドレスは公開されません。お名前やメールアドレスは公開されません。

検索

Powered by ブログナビ

検索へ記事と無料配信

新たな記事の投稿を携帯へ無料でお知らせ

ケータイで観覧!

登録受付

図 3-2-42 伊賀市社会福祉協議会の取組
 左：いが悪徳バスターズ養成講座のチラシ
 右：悪徳商法撃退ブログ (<http://blog.livedoor.jp/akutokugekitai/>)

【コラム 22】

成年後見制度の普及促進に向けて～三重県社会福祉士会等の取組から～

- **成年後見制度**は、判断能力が不十分な認知症高齢者等の人を支援していくための制度です。本人、配偶者、四親等内の親族、市町村長の申立により、家庭裁判所が本人の身上監護及び財産管理のできる適任者（「成年後見人等」）を選びます。成年後見人等は、親族のほか、弁護士、司法書士、社会福祉士などの第三者が選ばれる場合があります。
- 「**三重県社会福祉士会 権利擁護センターぱあとなあみえ**」では、成年後見制度活用のため、市民・行政・福祉関係者向けの研修会の開催、各関係機関への講師や相談員の派遣、三重県司法書士会及び（社）成年後見センター・リーガルサポート三重支部と共催での無料成年後見相談会などを実施しています。
- 一方で、後見人の担い手が不足している現在、伊賀市・名張市から委託を受けた伊賀地域福祉後見サポートセンター（伊賀市社会福祉協議会事務局）では、日常的な相談支援や、**市民が後見を担う「福祉後見人」**の養成研修を進めています。
- 高齢者虐待防止法においても、成年後見制度の利用促進が国及び地方自治体の役割として位置づけられており、三重県としては、高齢者虐待防止研修会等において、成年後見制度の紹介を行っております。
- また、各市町に設置された地域包括支援センターでは、社会福祉士等による権利擁護業務の一環として、成年後見制度の普及・広報の実施、成年後見の申立の支援などを行っています。成年後見制度の利用を援助する事業は、地域支援事業の任意事業で実施可能であり、県としても、実施を支援していきます。
- 三重県社会福祉協議会において日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）が取り組まれております。成年後見制度が、身上監護と財産管理に関する契約等の法律行為全般を行う仕組みであるのに対し、**日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）**は、利用者ができる限り地域で自立した生活を継続していくために必要なものとして、福祉サービスの利用援助やそれに付随した日常的な金銭管理等の援助を行うことが目的となっています。
- 成年後見制度と日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）とが連携を密にして、両者が相まって機能を果たすことが必要になります。

お気軽にご相談ください

全国一斉無料成年後見相談会

成年後見制度とは、判断能力が不十分な方々を、法律面や生活面で支援する制度です。私たちは「契約」を前提とする社会に生きています。「契約」をするには結果を予測する能力が必要です。認知症などの理由で判断能力が不十分な方々の中には、「契約」から予測せぬ利益を受けることもあります。こういった方々を支援するための制度が成年後見制度です。



たとえば…

- もし認知症になったら、財産管理はどうしよう……
- 障害を持つ子どもの将来は？親にき返ることが心配……
- 1人暮らしの老後を、安心して暮らすには……

そんな悩みに、司法書士と社会福祉士がご相談に応じます。

とき

平成 20 年 9 月 27 日 (土)
《予約不要》
AM10:00～PM4:00

ところ

三重県司法書士会館 3F
津市丸之内兼正町 17 番 17 号
(津市役所から北東に 500m)
(兼正小学校北東すぐ)



電話での相談にも応じます

当日特設電話(代表)

059-222-8190

(受付時間：平日限り)

AM10:00～PM4:00



- 主催：三重県司法書士会
- (社)成年後見センター・リーガルサポート三重支所
- 三重県社会福祉士会 後見福祉センターばあとなみえ

私のこれからは、私が決める。

成年後見制度の利用をお手伝いします。

支援が必要な方が、判断能力が低下したときに有効なしくみとして、家庭裁判所を利用した「成年後見制度」があります。しかし、成年後見制度は、まだまだなじみがなく、広く使われているとは言えません。

平成18年8月開設



伊賀地域福祉後見サポートセンターは、成年後見制度を使いやすくなることをめざして、相談・助言、情報提供、申立て手続き支援、後見人等の候補者の確保・養成、利用についての調整などを行います。また、後見人等になられた方に対する相談支援の機能も併せ持ったセンターとして開設します。

対象となる方

支援を必要とされる方が、主に伊賀市・名張市在住の方ならどなたでもご利用いただけます。(ご本人、ご家族、関係機関等)

開設時間

月曜日から金曜日の午前9時から午後5時まで
但し、休日、年末年始は除きます。

費用

相談費用は無料です。
但し、申立手続きや診断書・鑑定書作成の
実費等別途必要です。

実施に
おいて

伊賀市、名張市、社会福祉協議会、
地域内の司法・福祉関係機関等と
連携します。

内容

- 1 成年後見制度利用支援**
成年後見制度を必要とする人や、申立をしようとする人に対して、成年後見制度を利用しやすくなるための支援を行います。
具体的には、
① 市民や関係機関からの相談及び助言
② 成年後見制度の申立手続きについての支援
③ 市民や関係機関への権利保護に関する情報提供
- 2 福祉人材バンク**
地域で権利保護活動に関心のある人に対して研修を行い、成年後見人等の候補者として登録できるようにします。
- 3 後見人サポート**
成年後見人等になった人に対する支援として、後見人等が困った時に気軽に相談に応じます。
- 4 啓発・研修**
- 5 法人後見支援**

あなたの「不安」を「個別」に支える……

伊賀地域福祉後見サポートセンター

〒518-0869 三重県伊賀市上野中町 2976-1
上野ふれあいプラザ3階 伊賀市社会福祉協議会内
☎ 0595-21-9611 / FAX 0595-26-0002
E-mail: kouken@hanzou.or.jp

左：成年後見相談会のチラシ、右：伊賀地域福祉後見サポートセンターのチラシ

【コラム 23】

「高齢者虐待防止チーム」～三重弁護士会と三重県社会福祉士会の取組から～

- 各市町には、権利擁護業務を担う中核機関として、地域包括支援センターが設置されています。しかし、高齢者虐待等の複雑な問題に対応するには、地域包括支援センターだけの対応では困難なケースも見られることから、日本弁護士会連合会と日本社会福祉士会は、各都道府県単位に専門職チームを設置することを推奨してきました。
- 三重県では、平成 20 年 1 月に、**三重弁護士会及び三重県社会福祉士会による「高齢者虐待防止チーム」**を地域ごとに設置し、地域包括支援センターからの専門相談に応じる体制を構築しています。
- 「虐待を受けている高齢者宅へ立入調査を行うかの判断」、「成年後見制度の手続」、「消費者被害や債務整理の対応方法の相談」等のアドバイスを、法律の専門家である弁護士や、経験の深い社会福祉士が行うことで、地域包括支援センターを支援しています。
- 2008(平成 20)年度は、この「**高齢者虐待防止チーム**」による**高齢者虐待防止研修会**を県内 5 地域（四日市、津、伊賀、伊勢、尾鷲）で開催し、高齢者宅を訪問する機会の多い介護支援専門員への高齢者虐待防止の普及啓発等を行いました。
- 今後とも、高齢者虐待防止に向け、三重県ではこのような取組を通じて、市町や地域包括支援センターを積極的に支援してまいります。



写真 高齢者虐待防止研修会の様子（伊賀会場 H20. 9. 6）

【コラム 24】

防災・防犯に向けた取組例

- **明和町**では、災害時要援護者に対する支援体制の整備を推進し、地域の住民相互の助け合いや関係機関の連携支援を円滑に行えるようにすることを目的に「**災害時要援護者の登録制度**」を始めています。
- **多気町**では、**女性消防団が高齢者宅の実態把握**を行い、部屋の見取り図などを作成して、災害時に高齢者が家の何処で寝ているかなどもデータとして蓄積しています。
- 災害時の対応において、地域の要支援者情報の共有が進んでいるかどうかは、大きな違いを生みます。共有が進んでいない場合には、災害時の安否確認や、避難支援といった災害発生後の要支援者に対する支援が迅速かつ適切に行われなかったとの指摘もあります。また、**災害時に限らず、地域における生活課題を発見し、解決につなげていくためには、関係者の情報共有が欠かせません。**
- 一方で、2005(平成 17)年 4 月に施行された個人情報保護法を巡って、名簿の作成中止、関係機関に対する必要な情報提供の抑制などが一部に見られています。
- 個人情報保護法は、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益の保護を目的としたものであり、住民本人の同意を得て個人情報を関係機関と行政機関が情報収集する場合や、個人情報保護条例において第三者提供できる場合を明確化して収集する場合については、関係機関と行政機関が個人情報を共有することは問題がありません。
- **市町は、個人情報保護法のルールに則って、冷静に判断し、必要な個人情報を積極的に関係機関と共有する必要があります。**